

# 定期監査の結果に基づく措置事項

平成 2 2 監 査 年 度 第 1 回

(平成 22 年 10 月～平成 23 年 3 月執行分)

佐 賀 県 監 査 委 員

# 目 次

<b>1 重要な指摘事項に係る措置事項</b> .....	<b>1</b>
健康福祉本部 現地機関 .....	1
県土づくり本部 現地機関 .....	1
<b>2 その他指摘事項・検討を要する事項に係る措置事項</b> .....	<b>4</b>
健康福祉本部 現地機関 .....	4
県土づくり本部 現地機関 .....	12
経営支援本部 現地機関 .....	21
教育委員会所管の教育機関等 .....	22
公安委員会所管の警察署 .....	31

平成 23 年 6 月 8 日付けで公表した定期監査の結果について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により佐賀県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成 23 年 10 月 25 日

佐賀県監査委員 池 田 巧

同 田 中 俊 雄

同 三 竿 博 史

同 稲 富 正 敏



## 1 重要な指摘事項に係る措置事項

### 【健康福祉本部 現地機関】

監査対象機関名	精神保健福祉センター
監査執行年月日	平成23年 3月 3日
<p>(監査の結果)</p> <p>① 公衆衛生手数料（障害者年金に係る診断書料）について、条例の適用誤りにより、過大に徴収していた。</p> <p>期 間 平成8年度～平成22年度</p> <p>件 数 74件</p> <p>金 額 (正) 46,720円</p> <p>(誤) 251,116円</p> <p>過大徴収額 197,126円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>過徴収した手数料は、利子を含め早期に返還対象者へ返還するよう努め、74件中時効の到来していない64件について平成23年3月9日までに返還を完了した。</p> <p>再発防止のために手数料事務に関するマニュアルを作成し、全職員によるチェック体制の充実を図り、適正な事務処理に努めている。</p>

### 【県土づくり本部 現地機関】

監査対象機関名	武雄農林事務所
監査執行年月日	平成23年 3月15日
<p>(監査の結果)</p> <p>① 国有土地改良財産に対する使用料の調定で、算定金額を誤って少なく徴収していた。</p> <p>使用地区 代行干拓大福地区1号堤防</p> <p>使用物件 支線8条、支線柱8本</p> <p>使用期間 平成14年4月1日～平成24年3月31日</p> <p>調定金額 (正) 20,800円</p> <p>(誤) 3,440円</p> <p>調定年月日 平成22年4月1日</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>相手方と変更契約を締結するとともに、平成22年度に係る差額分の調定を行い、追加徴収した。</p> <p>今後は、関係規定に基づき適切な処理に努める。</p>

監査対象機関名	神埼土木事務所
監査執行年月日	平成23年 2月28日
(監査の結果) ① 道路占用料の調定で、減免適用等の算定方法を誤り、長年に亘って過少又は過大に徴収していた。 吉田鶴線 平成11～18年度 過少徴収 調定額(正) 18,090円 調定額(誤) 4,237円 差額 13,853円 (8年分) 110,824円 平成19～21年度 過大徴収 調定額(正) 21,029円 調定額(誤) 80,182円 差額 △59,153円 (3年分) △177,459円 計 (11年分) △66,635円	(措置の内容) 過大徴収分は加算金を付して返還し、過少徴収分は追加徴収を行った。 今後は、定期的に許可台帳と許可証の突合を行うとともに、納付書発送の手続きに当たって、根拠書類等の確認を複数で行い、再発の防止に努める。

監査対象機関名	伊万里土木事務所
監査執行年月日	平成23年 3月4日
(監査の結果) ① 伊万里市工業用水道(有田川・大里川)の流水占用料について、平成21年度分の収入調定を行わず、徴収していなかった。 占 用 者 伊万里市水道事業管理者 占 用 の 目 的 伊万里市工業用水道の試験湛水及び用水として 許可最大取水量 有田川 0.8 m <sup>3</sup> /s 大里川 0.023 m <sup>3</sup> /s 許 可 期 間 有田川 平成20年3月25日～平成23年3月31日 大里川 平成21年6月23日～平成21年12月31日 取 水 開 始 日 有田川 平成21年5月15日 大里川 平成21年7月21日	(措置の内容) 許可者に対して説明を行い、当該占用料を徴収した。 今後は、許可案件の一覧表を作成し、納付書発送の手続きに当たって、確認を行い、再発の防止に努める。

占 用 料	有田川 954,800 円/年
	大里川 14,973 円/年
合 計	969,773 円

監 査 対 象 機 関 名	佐 賀 土 木 事 務 所
監 査 執 行 年 月 日	平 成 2 3 年 3 月 9 日
<p>(監査の結果)</p> <p>① 平成2年5月に買収された土地のうち、道路区域以外の土地（現在、残土の仮置場として活用している。）については、公有財産台帳に記載し、普通財産として管理すべきであったが、公有財産台帳に記載していなかった。</p> <p>場 所 佐賀市東与賀町大字下古賀字一本杉 320</p> <p>面 積 2,757 m<sup>2</sup></p>	<p>(措置の内容)</p> <p>指摘後、公有財産台帳に記載し、普通財産として管理を行っている。</p> <p>今後は、公有財産規則に基づき適切な処理に努める。</p>

## 2 その他指摘事項・検討を要する事項に係る措置事項

【健康福祉本部 現地機関】

監査対象機関名	佐賀中部保健福祉事務所
監査執行年月日	平成23年 2月22日
(監査の結果) ① 手数料の調定で、金額を誤っているものがあった。	(措置の内容) 申請者に対し返還を行った。 今後は、このようなことがないよう適正な事務処理に努める。
② 収入未済があった。(生活保護費返還金、母子寡婦福祉資金貸付金)	(生活保護費返還金) 債務者との訪問面接による督促や生活状況等が不明な債務者の把握などに引き続き取り組み、収入未済額の解消に努める。 (母子寡婦福祉資金貸付金) 電話や文書・訪問による通常の償還指導に加え、電話による夜間償還指導、県外・管外への臨戸訪問の実施や、民間の債権回収会社への債権の一部の回収業務を委託し、対策強化を図り収入未済の解消に鋭意努めている。
③ 生活保護費の支払を口座振替でしているが、口座振替申出書を保存していないものがあった。	指摘後、速やかに口座振替申出書を整備した。 今後は、このようなことがないよう適正な事務処理に努める。
④ 工事の変更契約で、事前承認をしていないものがあった。	今後は、このようなことがないよう適正な契約事務の執行に努める。
⑤ 委託契約において、検査の結果通知をしていないものがあった。	今後は、このようなことがないよう適正な契約事務の執行に努める。
⑥ 取得した備品を、備品出納・管理簿に記載していないものがあった。	指摘後、速やかに備品出納・管理簿に記載した。 今後は、このようなことがないよう適正な事務処理に努める。



⑦ 公用車の処分時に、庁用自動車異動報告書を提出していないものがあった。	指摘後、速やかに庁用自動車異動報告書を提出した。 今後は、このようなことがないよう適正な事務処理に努める。
⑧ 公用車の車歴簿を作成していないものがあった。	指摘後、速やかに車歴簿を作成した。 今後は、このようなことがないよう適正な事務処理に努める。

監査対象機関名	鳥栖保健福祉事務所
監査執行年月日	平成23年 2月 3日
(監査の結果) ① 手数料の調定で、金額を誤っているものがあった。	(措置の内容) 申請者に対し、返還を行った。 手数料等徴収の根拠となる条例・規則等の確認を徹底するとともに、決裁時のチェック体制を強化する。
② 収入未済があった。(生活保護費返還金、母子寡婦福祉資金貸付金)	(生活保護費返還金) 引き続き、家庭訪問等による督促等に取り組み、収入未済額の早期解消に努める。 (母子寡婦福祉資金貸付金) 電話、文書及び家庭訪問により滞納金納付の督促を行い収入未済額の縮減に努める。 また、平成21年度から債権の一部の回収業務を民間の債権回収会社へ委託して、対策強化を図っている。
③ 公用車に損害を与えているものがあった。(公用車の事故)	安全運転及び公用車の適切な管理について職員へ注意喚起を行った。 今後も、交通安全の励行を徹底し、事故防止に努める。

監査対象機関名	唐津保健福祉事務所
監査執行年月日	平成23年 2月15日
(監査の結果) ① 勤務の振替承認簿を作成していないものがあった。	(措置の内容) 指摘後、速やかに勤務の振替承認簿を作成した。

	<p>今後は、このようなことがないよう、適正な事務処理に努める。</p>
<p>② 手数料の調定で、金額を誤っているものがあった。</p>	<p>誤って徴収した手数料は、申請者へ返還を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、適正な事務処理に努める。</p>
<p>③ 収入未済があった。(生活保護費返還金、母子寡婦福祉資金貸付金)</p>	<p>(生活保護費返還金)</p> <p>引き続き、債務者、扶養義務者及び相続人に対する世帯訪問、電話、文書による督促等に取り組むことで収入未済額の縮減に努める。</p> <p>(母子寡婦福祉資金貸付金)</p> <p>電話や文書、訪問による通常の償還指導に加え、夜間の電話・世帯訪問等により、収入未済額の縮減に努めている。</p> <p>また、平成 21 年度から債権の一部の回収業務を民間の債権回収会社へ委託して、対策強化を図っている。</p>
<p>④ 公有財産貸付台帳を作成していないものがあった。</p>	<p>指摘後、速やかに公有財産貸付台帳を作成した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、適正な事務処理に努める。</p>
<p>⑤ 公用車に損害を与えているものがあった。(公用車の事故)</p>	<p>指摘後速やかに、公用車の損傷届を提出するとともに、安全運転及び公用車の適切な管理について職員へ注意喚起を行った。</p> <p>今後も、安全運転の励行を徹底し、事故防止に努める。</p>

監査対象機関名	伊万里保健福祉事務所
監査執行年月日	平成23年 2月 4日
(監査の結果) ① 収入未済があった。(生活保護費返還金、母子寡婦福祉資金貸付金)	(措置の内容) (生活保護費返還金) 平成22年度中に収納した。 (母子寡婦福祉資金貸付金) 訪問、電話等による相談及び納入督促並びに文書による納入督促を行い、収入未済額の解消に努める。

監査対象機関名	杵藤保健福祉事務所
監査執行年月日	平成23年 2月14日
(監査の結果) ① 手数料の調定で、金額を誤っているものがあった。	(措置の内容) 申請者に対し、手数料の返還を行った。 今後は、このようなことがないよう適正な事務処理に努める。
② 収入未済があった。(生活保護費返還金、母子寡婦福祉資金貸付金)	(生活保護費返還金) 今後も、引き続き電話、家庭訪問による督促に取り組み、収入未済額の早期解消に努める。 (母子寡婦福祉資金貸付金) 引き続き、電話、家庭訪問による督促に取り組み、収入未済額の早期解消に努める。 また、平成21年度から新たに、民間の債権回収会社へ債権の一部の回収業務を委託し、対策強化を図っている。
③ 生活保護費の支払を口座振替でしているが、口座振替申出書を保存していないものがあった。	今後は、このようなことがないよう適正な事務処理に努める。

監査対象機関名	総合福祉センター
監査執行年月日	平成23年 2月 2日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 収入未済があった。(児童福祉費負担金)	電話督促、訪問徴収の定期的な実施、督促状による納入依頼及び保護者との面会時における納入の働きかけにより、収入未済額の縮減に努めており、今後も、引き続き、収入未済の解消に向け鋭意取り組んでいく。
② 契約保証金は免除としているが、契約書の契約保証金の欄が空欄で、しかも保証金を徴しているものがあった。	指摘後、速やかに契約保証金の欄を記入した。 今後は、このようなことがないよう契約事務の適正な事務処理に努める。
③ 日付が空欄の監督・検査・確認申請書を受領し、誤って工期後の日付を記入しているものがあった。	指摘後、速やかに適正な監督・検査・確認の日付を記入した。 今後は、このようなことがないよう適正な事務処理に努める。
④ 公用車に損害を与えているものがあった。(公用車の事故) (4件)	全員を対象にした交通安全に係る講習会を開催するなど、安全運転及び公用車の適切な管理について注意喚起を行った。 今後も、安全運転の励行を徹底し、事故防止に努める。

監査対象機関名	希望の家
監査執行年月日	平成23年 2月 17日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 報告書の提出を確認せずに、検査済としているものがあった。	委託業務契約の履行確認を確実に実施した。
② 工事の執行に際し、監督員の通知をしていないものがあった。	指摘後、速やかに施工業者に対し監督員の通知をした。

監査対象機関名	療育支援センター
監査執行年月日	平成23年 2月 2日
(監査の結果) ① 不用の決定前に物品を棄却処分しているものがあつた。	(措置の内容) 指摘後、速やかに不用の決定処理を行った。 今後は、このようなことがないよう、適正な物品管理に努める。
② 重要物品整理票を作成していないものがあつた。	指摘後、速やかに重要物品整理票を作成した。 今後は、このようなことがないよう、適正な物品管理に努める。

監査対象機関名	九千部学園
監査執行年月日	平成23年 2月 3日
(監査の結果) ① 単年度契約で、契約期間が自動更新になっているものがあつた。	(措置の内容) 平成23年度の契約については、指摘のあつたとおり期限を明記して契約した。 今後は、このようなことがないよう、適正な契約事務に努める。
② 事前承認伺と契約書の取扱品目が相違しているものがあつた。	平成23年度の契約については、指摘のあつたことがないよう、取扱品目の再確認をして契約締結した。 今後は、このようなことがないよう、適正な契約事務に努める。

監査対象機関名	佐賀コロニー
監査執行年月日	平成23年 2月 2日
(監査の結果) ① 収入未済があつた。(生産物売払収入)	(措置の内容) 平成22年度中に時効成立となり、不納欠損処分が見込まれるものとなつた。 今後は、このようなことがないよう、適切な債権管理に努める。
② 事前承認伺で徴収することとしていた持込料を契約書に記載していないものがあつた。	今後は、契約書の記載事項についての確認を徹底し、適正な契約事務の執行に努める。

監査対象機関名	虹の松原学園
監査執行年月日	平成23年 2月17日
(監査の結果) ① 委任出納員が事前に公印を押さずに、領収書綴を発行しているものがあつた。	(措置の内容) 指摘後、速やかに連番を付し、公印を押印した。 今後は、財務規則を遵守し適正な事務処理に努める。
② 納入業者を指定する契約で、契約書を作成していないものがあつた。	指摘後、速やかに契約書を作成した。 今後は、適正な契約事務の執行に努める。

監査対象機関名	みどり園
監査執行年月日	平成23年 2月 2日
(監査の結果) ① 備品に備品札を張っていないものがあつた。	(措置の内容) 指摘後、速やかに備品について総点検を実施し、備品札の整備を行った。

監査対象機関名	総合看護学院
監査執行年月日	平成23年 3月 8日
(監査の結果) ① 報告書の提出を確認せずに、検査済としているものがあつた。	(措置の内容) 指摘後、速やかに報告書を提出させ、検査確認を行った。 なお、今後はこのようなことがないよう、適正な事務処理に努める。

監査対象機関名	精神保健福祉センター
監査執行年月日	平成23年 3月 3日
(監査の結果) ① 公衆衛生手数料について過大徴収しているものがあつた。	(措置の内容) 過徴収した手数料は、利子を含め早期に返還対象者へ返還するよう努め、74件中時効の到来していない64件について平成23年3月9日までに返還を完了した。 再発防止のために手数料事務に関するマニュアルを作成し、全職員によるチェック体制の充実を図り、適正な事務処理に努めている。

<p>② 公衆衛生手数料について検討を要するものがあつた。</p>	<p>公衆衛生手数料（診断書料）については、使用料手数料条例の改正の是非について、精神保健福祉センターの診療体制のあり方を含めて障害福祉課と協議を重ねた結果、センターでは、相談の延長として一定の診療行為は行うが、継続的な診療は行わないこととし、その継続診療が前提となる複雑な診断書を発行することは原則生じないことから、手数料は現行のままが適当との判断となつた。</p>
-----------------------------------	--

【県土づくり本部 現地機関】

監査対象機関名	佐賀中部農林事務所
監査執行年月日	平成23年 3月17日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 支払遅延に対する遅延利息の率を誤っているものがあつた。	当該案件については是正を行つた。 今後は、適正な事務処理に努める。
② 工事に係る写真管理が不十分なもの、また、施工計画書に記載すべき段階確認一覧表がないものがあつた。	今後は、適正な事務処理に努める。
③ 占用許可物件の数量を誤っているものがあつた。	当該案件については是正を行つた。 今後は、適正な事務処理に努める。
④ 占用許可物件の占用面積を誤っているものがあつた。	当該案件については是正を行つた。 今後は、適正な事務処理に努める。
⑤ 土地で未登記になっているものがあつた。	相続や抵当権等により登記困難なものが残っているが、引き続き個別の状況を確認しながら市町と連携を図り、未登記の解消に努める。

監査対象機関名	鳥栖農林事務所
監査執行年月日	平成23年 3月14日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 取得した備品を備品出納・管理簿に記載していないものがあつた。	当該案件については是正を行つた。 今後は、適正な事務処理に努める。
② 公用車の取得及び処分時に、庁用自動車異動報告書を提出していないものがあつた。	当該案件については是正を行つた。 今後は、適正な事務処理に努める。



監査対象機関名	唐津農林事務所
監査執行年月日	平成23年 3月15日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 委託契約期間の延長に伴う業務打合簿を作成していないものがあつた。	今後は、適正な事務処理に努める。
② 工事発注において、事前調査が不十分なものがあつた。	今後は、所内の体制を整え、適正な事務処理に努める。
③ 公用車の車歴簿を作成していないものがあつた。	当該案件については是正を行った。 今後は、適正な事務処理に努める。
④ 土地で未登記になっているものがあつた。	相続や抵当権等により登記困難なものが残っているが、引き続き個別の状況を確認しながら市町と連携を図り、未登記の解消に努める。

監査対象機関名	伊万里農林事務所
監査執行年月日	平成23年 3月14日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 公用車の処分で、不用品等処分簿を作成していないものがあつた。	当該案件については是正を行った。 今後は、適正な事務処理に努める。
② 公用車に損害を与えているものがあつた。(公用車の事故)(2件)	今後も、職員に対し研修等を行い、交通安全意識の向上と事故防止の徹底に努める。
③ 土地で未登記になっているものがあつた。	相続や抵当権等により登記困難なものが残っているが、引き続き個別の状況を確認しながら市町と連携を図り、未登記の解消に努める。

監査対象機関名	武雄農林事務所
監査執行年月日	平成23年 3月15日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 使用料の調定で、金額を誤っているものがあつた。	相手方と変更契約を締結するとともに、平成22年度に係る差額分の調定を行い、追加徴収した。

	<p>今後は、関係規定に基づき適切な処理に努める。</p>
② 区分換していない備品を備品・出納管理簿から払い出しているものがあつた。	<p>当該案件については是正を行った。 今後は、適正な事務処理に努める。</p>
③ 土地改良財産他目的使用申請書を提出させていないものがあつた。	<p>当該案件については是正を行った。 今後は、適正な事務処理に努める。</p>
④ 土地で未登記になっているものがあつた。	<p>相続や抵当権等により登記困難なものが残っているが、引き続き個別の状況を確認しながら市町と連携を図り、未登記の解消に努める。</p>

監査対象機関名	鹿島農林事務所
監査執行年月日	平成23年 3月10日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 見積書の記載で、適正でないものがあつた。	<p>今後は、適正な事務処理に努める。</p>
② 工事に係る変更指示書（工事打合簿）を作成していないものがあつた。	<p>今後は、「佐賀県県土づくり本部設計変更要領」に基づき、適正な事務処理に努める。</p>
③ 土地で未登記になっているものがあつた。	<p>相続や抵当権等により登記困難なものが残っているが、引き続き個別の状況を確認しながら市町と連携を図り、未登記の解消に努める。</p>

監査対象機関名	佐賀土木事務所
監査執行年月日	平成23年 3月 9日
(監査の結果) ① 土地の占用料に係る調定で、遅延しているものがあつた。	(措置の内容) 今後は、適正な事務処理に努める。
② 売却代金の金融機関への納入が遅れているもの、また、現金出納簿にも記入していないものがあつた。	今後は、適正な事務処理に努める。
③ 収入未済があつた。(河川海岸使用料ほか)	引き続き臨戸訪問・電話督促により、収入未済の解消に努める。
④ 工事の管理で、監督及び段階確認が不十分なものがあつた。	今後は、適正な事務処理に努める。
⑤ 委託業者に対する駐車場の使用許可期間が、委託期間を超えているものがあつた。	今後は、適正な事務処理に努める。
⑥ 普通財産として管理すべき土地を公有財産台帳に記載していないものがあつた。	指摘後、公有財産台帳に記載し、普通財産として管理を行っている。 今後は、公有財産規則に基づき適切な処理に努める。
⑦ 公用車に損害を与えているものがあつた。(公用車の事故)	今後も、職員に対し研修等を行い、交通安全意識の向上と事故防止の徹底に努める。
⑧ 土地で未登記になっているものがあつた。	相続や抵当権等により登記困難なものが残っているが、引き続き個別の状況を確認しながら市町と連携を図り、未登記の解消に努める。

監査対象機関名	神埼土木事務所
監査執行年月日	平成23年 2月28日
(監査の結果) ① 道路占用料の調定で、金額を誤っているものがあつた。	(措置の内容) 過大徴収分は加算金を付して返還し、過少徴収分は追加徴収を行った。 今後は、定期的に許可台帳と許可証の突合を行うとともに、納付書発送の手続きにあたって、根拠書類等の確認を複数で行い、再発の防止に努める。
② 道路占用料の調定で、遅延しているものがあつた。	今後は、適正な事務処理に努める。
③ 収入未済があつた。(道路橋りょう使用料ほか)	引き続き臨戸訪問・電話督促により、収入未済の解消に努める。
④ 公用車に損害を与えているものがあつた。(公用車の事故)	今後も、職員に対し研修等を行い、交通安全意識の向上と事故防止の徹底に努める。
⑤ 土地で未登記になっているものがあつた。	相続や抵当権等により登記困難なものが残っているが、引き続き個別の状況を確認しながら市町と連携を図り、未登記の解消に努める。

監査対象機関名	鳥栖土木事務所
監査執行年月日	平成23年 2月28日
(監査の結果) ① 工事に係る変更指示書(工事打合簿)を作成していないものがあつた。	(措置の内容) 今後は、「佐賀県県土づくり本部設計変更要領」に基づき、適正な事務処理に努める。
② 土地で未登記になっているものがあつた。	相続や抵当権等により登記困難なものが残っているが、引き続き個別の状況を確認しながら市町と連携を図り、未登記の解消に努める。

監査対象機関名	唐津土木事務所
監査執行年月日	平成23年 3月 8日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 収入未済があった。(道路橋りょう使用料ほか)	引き続き臨戸訪問・電話督促により、収入未済の解消に努める。
② 工事の監理業務の委託期間が、対象工事の成工検査日の前日までにになっているものがあつた。	今後は、適正な事務処理に努める。
③ 工事発注において、事前調査が不十分なものがあつた。	今後は、適正な事務処理に努める。
④ 工事に係る変更指示書(工事打合簿)を作成していないものがあつた。	今後は、「佐賀県県土づくり本部設計変更要領」に基づき、適正な事務処理に努める。
⑤ 工事発注に係る特記仕様書に不備なものがあつた。	今後は、適正な事務処理に努める。
⑥ 設計業務委託の成果物を完了検査前に受領し、工事の起工伺を行っているものがあつた。	今後は、適正な事務処理に努める。
⑦ 公用車に損害を与えているものがあつた。(公用車の事故)(2件)	今後も、職員に対し研修等を行い、交通安全意識の向上と事故防止の徹底に努める。
⑧ 土地で未登記になっているものがあつた。	相続や抵当権等により登記困難なものが残っているが、引き続き個別の状況を確認しながら市町と連携を図り、未登記の解消に努める。

監査対象機関名	伊万里土木事務所
監査執行年月日	平成23年 3月 4日
(監査の結果) ① 流水占用料の調定で、漏れているものがあった。	(措置の内容) 許可者に対して説明を行い、当該占用料を徴収した。 今後は、許可案件の一覧表を作成し、納付書発送の手続きに当たって、確認を行い、再発の防止に努める。
② 収入未済があった。(港湾使用料ほか)	引き続き臨戸訪問・電話督促により、収入未済の解消に努める。
③ 平成21年度分の証紙収入を翌年度の収入として報告しているものがあった。	今後は、適正な事務処理に努める。
④ 土地で未登記になっているものがあった。	相続や抵当権等により登記困難なものが残っているが、引き続き個別の状況を確認しながら市町との連携を図り、未登記の解消に努める。

監査対象機関名	武雄土木事務所
監査執行年月日	平成23年 3月 4日
(監査の結果) ① 工事に係る変更指示書(工事打合簿)を作成していないものがあった。	(措置の内容) 今後は、「佐賀県県土づくり本部設計変更要領」に基づき、適正な事務処理に努める。
② 道路占用許可で処理すべきものを普通財産の貸付で処理しているものがあった。	当該案件については是正を行った。 今後は、適正な事務処理に努める。
③ 県有地を道路台帳で管理しているにもかかわらず、公有財産台帳(土地)にも記載し、二重管理しているものがあった。	当該案件については是正を行った。 今後は、適正な事務処理に努める。

④ 土地で未登記になっているものがあつた。	相続や抵当権等により登記困難なものが残っているが、引き続き個別の状況を確認しながら市町と連携を図り、未登記の解消に努める。
⑤ 重要物品の活用について検討を要するものがあつた。	検討の結果、活用の見込みがないため、適切に処分を行う予定である。

監査対象機関名	鹿島土木事務所
監査執行年月日	平成23年 3月 4日
(監査の結果) ① 領収証書発行番号整理簿に使用期間終期、返納日及び未使用枚数を記載していないものがあつた。	(措置の内容) 今後は、適正な事務処理に努める。
② 工事に係る変更指示書(工事打合簿)を作成していないものがあつた。	今後は、「佐賀県県土づくり本部設計変更要領」に基づき、適正な事務処理に努める。
③ 工事に係る写真管理が不十分なものがあつた。	当該案件については是正を行った。 今後は、適正な事務処理に努める。
④ 県道の廃道敷を公有財産として登録していないものがあつた。	当該案件については是正を行った。 今後は、適正な事務処理に努める。
⑤ 県有財産で盗難にあつているものがあつた。	盗難箇所の補修を行った。 今後は、定期的な巡視を行い、盗難防止を図る。
⑥ 土地で未登記になっているものがあつた。	相続や抵当権等により登記困難なものが残っているが、引き続き個別の状況を確認しながら市町と連携を図り、未登記の解消に努める。
⑦ 重要物品の活用について検討を要するものがあつた。	検討の結果、活用の見込みがないため、適切に処分を行う予定である。

監査対象機関名	ダム管理事務所
監査執行年月日	平成23年 2月15日
(監査の結果) ① 収入未済があった。(延納利子)	(措置の内容) 引き続き臨戸訪問・電話督促により、収入未済の解消に努める。
② 土地建物借受台帳を更新していないものがあった。	当該案件については是正を行った。 今後は、適正な事務処理に努める。
③ 土地で未登記になっているものがあった。	相続や抵当権等により登記困難なものが残っているが、引き続き個別の状況を確認しながら市町と連携を図り、未登記の解消に努める。

監査対象機関名	佐賀空港事務所
監査執行年月日	平成23年 2月22日
(監査の結果) ① 未収金に対する督促状を発行していないものがあった。	(措置の内容) 今後は、適正な事務処理に努める。
② 委託料の支出負担行為で、委任出納員への協議をしていないものがあった。	今後は、適正な事務処理に努める。

監査対象機関名	有明海沿岸道路整備事務所
監査執行年月日	平成23年 2月22日
(監査の結果) ① 設計業務委託の成果物を完了検査前に受領し、工事の起工伺を行っているものがあった。	(措置の内容) 今後は、適正な事務処理に努める。
② 工事の執行で、特記仕様書に明示している書類が提出されていないものがあった。	今後は、適正な事務処理に努める。



【経営支援本部 現地機関】

監 査 対 象 機 関 名	首 都 圏 営 業 本 部
監 査 執 行 年 月 日	平 成 2 3 年 2 月 9 日
(監査の結果) ① 再配当通知書を受ける前に、支出負担行為をしているものがあつた。	(措置の内容) 職員に対し、財務規則の遵守について周知するとともに、今後は、同様の指摘を受けることがないよう、適正な事務処理に努める。

【教育委員会所管の教育機関等】

監査対象機関名	図書館
監査執行年月日	平成23年 1月27日
(監査の結果) ① 行政財産使用許可に伴う使用料収入で、 過大徴収しているものがあつた。	(措置の内容) 図書館食堂使用料の過大徴収については、 佐賀県行政財産使用料条例に基づき算定すべ きところを、行政財産の貸付料の計算方法で 算出していたことによるもので、監査指摘後、 速やかに過納額及び還付加算額を相手方に支 払つた。 今後は、事務処理に当たり複数人で確認を 行うこととし、関係規定の確認を徹底する。
② 美術工芸品を重要物品として管理してい ないものがあつた。	今回の指摘を受け、速やかに重要物品とし て登録を行つた。 今後は、重要物品の選定・登録にあたり 適正な事務処理に努める。

監査対象機関名	博物館・美術館
監査執行年月日	平成23年 1月27日
(監査の結果) ① 領収証書の日付を誤っているものがあつ た。	(措置の内容) 職員に対し、事務処理に当たっては細心の 注意を払うとともに、確認を徹底するよう周 知した。 今後は、このようなことがないよう適正な 事務処理に努める。

監査対象機関名	名護屋城博物館
監査執行年月日	平成23年 1月26日
(監査の結果) ① 委任出納員が事前に公印を押さずに、領 収書綴を発行しているものがあつた。	(措置の内容) 委任出納員から担当者へ領収証書(綴)の 交付方法と領収証書発行番号整理簿の趣旨等 について、委任出納員及び担当者の認識が十 分でなかつた。 指摘を受けて、直ちに担当者に交付済の領 収証書(1冊)について、あらかじめ公印を

	押印し、一括して採番するとともに、今後の交付について、このことを徹底するよう職員に指導した。
② 委託料の支出負担行為で、委任出納員への協議をしていないものがあった。	支出負担行為の決裁欄には、副館長（委任出納員）が押印していたが、委任出納員欄への押印が漏れていたもので、今後、確実に押印するよう徹底する。
③ 財産台帳（工作物）に記載していないものがあった。	未登載の原因については、整備当時の財産管理担当者及び代々の担当者の認識不足によるものであり、指摘を受けて直ちに財産台帳（工作物）に登載した。

監査対象機関名	佐賀東高等学校
監査執行年月日	平成22年10月5日
(監査の結果) ① 収入未済があった。(授業料)	(措置の内容) 文書の送付・電話による督促、家庭訪問等による納入依頼を引き続き行い、過年度授業料の収入未済額の解消に努める。

監査対象機関名	唐津東高等学校
監査執行年月日	平成22年12月2日
(監査の結果) ① 委託契約で仕様書に記載されている書類を提出させていないものがあった。	(措置の内容) 監査指摘を受け、直ちに受託業者に証明書を提出させた。 今後は、契約内容に則り、適正な事務処理に努める。

監査対象機関名	鳥栖高等学校
監査執行年月日	平成22年10月7日
(監査の結果) ① 住居手当で、返納を要するものがあった。	(措置の内容) 返納対象者に住居届を提出させ、速やかに返納させた。

監査対象機関名	鹿島高等学校
監査執行年月日	平成22年10月14日
(監査の結果) ① 入札書と委任状の印鑑が相違しているものがあつた。	(措置の内容) 今後は、このようなことがないように、チェック体制の強化に努める。

監査対象機関名	三養基高等学校
監査執行年月日	平成22年10月15日
(監査の結果) ① 工事の管理で、完成図書を保存していないものがあつた。	(措置の内容) 指摘を受け、直ちに業者から完成図書を提出させ、現状の仕様と合致していることを確認した。 今後は、このようなことがないように、適正な工事管理に努める。

監査対象機関名	厳木高等学校
監査執行年月日	平成22年10月16日
(監査の結果) ① 収入未済があつた。(授業料)	(措置の内容) 文書の送付・電話による督促、家庭訪問等による納入依頼を引き続き行い、過年度授業料の収入未済額の解消に努める。

監査対象機関名	唐津青翔高等学校
監査執行年月日	平成22年10月20日
(監査の結果) ① 公用車の車歴簿を作成していないものがあつた。	(措置の内容) 指摘を受け、速やかに車歴簿を作成した。 今後は、複数の職員によるチェック体制を強化して適正な事務処理に努める。

監査対象機関名	唐津南高等学校
監査執行年月日	平成23年1月18日
(監査の結果) ① 職員宿舍の入居料で、領収証書を渡していないものがあつた。	(措置の内容) 速やかに納入義務者に領収証書を渡した。 今後は、職員が納付の委任を受けた場合でも、領収証書を納入義務者に渡すよう指導し

	た。
② 生産物の販売で、領収証書（控）を紛失しているものがあつた。	今後、こういうことがないように、適正に処理を行う。
③ 生産物の販売で、出荷奨励金を私費会計で受け入れているものがあつた。	速やかに、PTA 会計（私費）から収入（雑入）として県費に受け入れを行った。
④ 現金出納簿で、記載が漏れているものがあつた。	速やかに、現金出納簿に記載を行った。
⑤ 定期刊行物等の購入に際し、年間購読何を作成していないものがあつた。	速やかに、購読何を作成した。

監査対象機関名	伊万里農林高等学校
監査執行年月日	平成22年12月1日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 需用品等出納・供用簿（原材料）の記載が適正でないものがあつた。	指摘を受け、需用品等出納・供用簿の修正を行った。 今後は、このようなことがないように適正な事務処理に努める。
② 公用車に損害を与えているものがあつた。（公用車の事故）	公用車を運転する際は、細心の注意を払うよう全職員に注意をした。

監査対象機関名	高志館高等学校
監査執行年月日	平成22年12月16日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 収入未済があつた。（授業料）	収入未済の解消に努めた結果、平成23年2月1日、収入未済は解消された。
② 取得した備品を備品出納・管理簿に記載していないものがあつた。	指摘を受け、備品出納・管理簿に記載を行った。 今後は、適正な事務処理に努める。

<p>③ 公用車に損害を与えているものがあつた。(公用車の事故)</p>	<p>運転していた職員に対し、車等の運転には細心の注意を払い、二度とこのような事故を起こさないよう嚴重に注意するとともに、職員朝礼時に全職員に交通事故防止について注意を促した。</p>
--------------------------------------	--

<p>監査対象機関名</p>	<p>唐津工業高等学校</p>
<p>監査執行年月日</p>	<p>平成22年11月29日</p>
<p>(監査の結果) ① 収入未済があつた。(授業料)</p>	<p>(措置の内容) 収入未済の解消に努めた結果、平成23年2月10日、収入未済は解消された。</p>

<p>監査対象機関名</p>	<p>鳥栖工業高等学校</p>
<p>監査執行年月日</p>	<p>平成22年12月10日</p>
<p>(監査の結果) ① 支出負担行為伺の金額を誤っているものがあつた。</p>	<p>(措置の内容) 監査指摘を受け、支出負担行為伺の増額を行った。 今後は、正副担当機能の強化や決裁段階でのチェック機能の強化により適切な処理に努める。</p>
<p>② 支出負担行為伺を3ヶ年度分、紛失しているものがあつた。</p>	<p>復元可能な支出負担行為については、復元を行った。 事務室内の書類整理時に誤って破棄した可能性が高く、今後は、二度とこのような事態を招かないよう、書類破棄の際には確認を十分に行う。</p>

監査対象機関名	有田工業高等学校
監査執行年月日	平成22年12月7日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 授業料（聴講料）の収納手続きで、適正でないものがあった。	指摘を受け、平成23年度からは一般調定から払込調定に変更することとした。
② 工事の監理業務委託の開始日が、工事の着工日より後になっているものがあった。	今後は、工事請負契約並びに設計監理業務委託との関係に注意するとともに、関係書類を熟読し適正な契約事務を行う。

監査対象機関名	塩田工業高等学校
監査執行年月日	平成22年10月22日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 工事に係る変更指示書（工事打合簿）を作成していないものがあった。	今後は、関係業者間での連携を密にし、適正な工事管理に努める。

監査対象機関名	佐賀商業高等学校
監査執行年月日	平成22年12月10日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 教育財産の使用許可に伴う庁舎管理費の徴収で、過年度収入として翌年度に収入しているものがあった。	今後は、使用許可に伴う各事務処理の状況を補助簿で確認できるよう検討をすすめるとともに、事務担当者の意識の向上、事務処理の確認方法の確立等により再発防止に努める。
② 支出事務で、債権者を誤っているものがあった。	職員相互による確認について、再度強く指導した。
③ 設計委託で、成果品が一部不備なまま完了認定を行っているものがあった。 <b>(改善を指示した所属：教育庁旧総務課)</b>	<b>【教育庁教育支援課】</b> 今後は、検査、確認等を十分に行い、適正な事務処理に努める。
④ 設計・監理業務委託で、その請負額を設計と監理に按分する方法について検討を要するものがあった。 <b>(検討を指示した所属：</b>	<b>【教育庁教育支援課】</b> 必ずしも委託料計算書の割合で按分することが、実情にそぐわないことも有り得ると考

<p><b>教育庁旧総務課)</b></p>	<p>える。          なお、指摘を受け、委託料計算書に基づき算出した設計業務料と監理業務料の割合を契約に先立ち相手方に提示し、了解された場合はそれを契約書に反映させるよう指導した。</p>
<p>⑤ 公用車に損害を与えているものがあつた。(公用車の事故)</p>	<p>損傷経緯を調査したが、判明しなかつた。          今後は、公用車使用前後の点検実施について指示するとともに、交通事故防止について、注意を促した。</p>

<p>監査対象機関名</p>	<p>唐津商業高等学校</p>
<p>監査執行年月日</p>	<p>平成22年11月30日</p>
<p>(監査の結果)          ① 公用車の車歴簿を作成していないものがあつた。</p>	<p>(措置の内容)          指摘を受け、速やかに車歴簿を作成した。</p>

<p>監査対象機関名</p>	<p>鳥栖商業高等学校</p>
<p>監査執行年月日</p>	<p>平成22年12月10日</p>
<p>(監査の結果)          ① 公用車に損害を与えているものがあつた。(公用車の事故)</p>	<p>(措置の内容)          事故発生の後、交通事故にはくれぐれも注意し、特に公用車を運転する場合は、損傷しないように注意することを全職員に徹底した。          今後とも、全職員に交通事故について注意喚起し、再発防止に努める。</p>

<p>監査対象機関名</p>	<p>伊万里商業高等学校</p>
<p>監査執行年月日</p>	<p>平成22年11月30日</p>
<p>(監査の結果)          ① 教育財産使用許可の相手方を誤っているものがあつた。</p>	<p>(措置の内容)          PTA会長、同窓会会長と協議の上、使用許可の訂正変更を行った。</p>



監査対象機関名	鹿島実業高等学校
監査執行年月日	平成22年12月8日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 収入未済があった。(授業料)	文書の送付・電話による督促、家庭訪問等による納入依頼を引き続き行い、過年度授業料の収入未済額の解消に努める。
② 工事の監理で、一部下請申請に対し承諾通知を行っていないものがあった。	今後は、必要事項及び必要書類等に不備が無いようチェック体制を再度見直すなど、確認、点検に努め、規則等に基づき適正な事務処理を行う。
③ 工事の執行で、現場代理人等配置事前届出書を受領していないもの、また、監督員の通知もしていないものがあった。	必要事項及び必要書類等に不備が無いようチェック体制を再度見直すなど、確認、点検に努め、規則等に基づき適正な事務処理を行う。

監査対象機関名	牛津高等学校
監査執行年月日	平成22年10月27日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 使用料の調定で、遅延しているものがあった。	今後は、このようなことがないよう適正な事務処理に努める。
② 財産台帳(工作物)の整理で、適正でないものがあった。	指摘後、速やかに修正を行った。

監査対象機関名	金立養護学校
監査執行年月日	平成22年12月15日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 契約書に所属長の押印がないものがあった。	指摘を受け、直ちに押印した。 今後は、このようなことがないよう確認を徹底する。
② 賃貸借物件の所在地の記載を誤っているものがあった。	指摘を受け、契約書の修正を行った。 今後は、このようなことがないよう正副担当制を厳格化して点検する。

監査対象機関名	北部養護学校
監査執行年月日	平成22年12月10日
(監査の結果) ① 支払遅延に対する遅延利息の率を誤っているものがあつた。	(措置の内容) 監査後、契約書の訂正を行った。 今後は確認を十分に行う。
② 件数が誤っている業務完了報告書を受領しているものがあつた。	監査後、業務完了報告書の訂正を行った。 今後は確認を十分に行う。
③ 委託料の支出負担行為で、委任出納員への協議をしていないものがあつた。	支出負担行為の決裁欄には、事務長（委任出納員）が押印していたが、委任出納員欄への押印が漏れていたもので、今後、確実に押印するよう徹底する。

監査対象機関名	うれしの特別支援学校
監査執行年月日	平成22年12月16日
(監査の結果) ① 検査完了後速やかに支払わずに、かいの出納整理期間を過ぎたため、本庁の配当をした課で支出をしているものがあつた。	(措置の内容) 今後は、各担当による支出負担行為額と支払額のチェック表等による日々の執行状況の把握、また年間における支払時期の予定表による確認を随時行い、支払い業務の遅延防止を図るとともに、事務主任による例月の帳票や特に決算時における支払未済額の確認を確実にし、適正な支出事務を行う。

【公安委員会所管の警察署】

監査対象機関名	諸 富 警 察 署
監査執行年月日	平成22年12月13日
(監査の結果) ① 工事に係る変更指示書（工事打合簿）を作成していないものがあった。	(措置の内容) 設計・管理委託を行っている警察本部の担当課と連携を図り、設計と施工の不整合等を防止し、適正な管理・監督事務を行っていく。
② 行政財産使用許可申請で、免除理由が未記載のものに免除しているものがあった。	使用料の免除事由に該当するものの、申請書には免除を希望する具体的な理由が記載されなかったことから、今後は、申請書に免除の希望が具体的に記載されていることを確認して受理する。

監査対象機関名	神 埼 警 察 署
監査執行年月日	平成22年12月14日
(監査の結果) ① 証紙収入の報告で、金額を誤っているものがあった。	(措置の内容) 修正報告を行うとともに、平成22年11月分の証紙収入報告の際に加算修正を行った。 今後は、簿冊等の確認を徹底し誤りの防止に努める。

監査対象機関名	鳥 栖 警 察 署
監査執行年月日	平成23年 1月17日
(監査の結果) ① 公用車に損害を与えているものがあった。（公用車の事故）	(措置の内容) 職員に対し、交通事故防止に関する指示教養を行った。 今後も、機会あるごとに安全確認等について指導を行い、交通事故防止に努める。